

府分推第86号
平成28年5月20日

各都道府県知事 殿

各指定都市市長 殿

内閣府地方分権改革推進室長
(公 印 省 略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」の成立を踏まえた対応について（依頼）

平素より地方分権改革の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

さて、本日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号。以下「第6次地方
分権一括法」という。）が公布されました。第6次地方分権一括法は、一部を
除き平成29年4月1日を施行日とされています（別添参照）。

つきましては、各都道府県又は指定都市におかれましては、「平成27年の地
方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）等を踏
まえ、下記の御対応をよろしく申し上げます。

また、都道府県におかれましては、この旨を都道府県内の市区町村にも御周
知いただきますようお願いいたします。

なお、本日付で関係府省に対して、第6次地方分権一括法の成立を踏まえた
対応を依頼したところです（別紙）。また、本通知は地方自治法（昭和22年法
律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添
えます。

記

- 1 第6次地方分権一括法は、地方分権改革に関する提案募集方式に基づく地
方公共団体の提案等を踏まえ、昨年12月に閣議決定した対応方針に基づき、
地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を行うも
のです。

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に際しては、各府省（地方支分部局を含む。）が、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施することとされております。このような支援を活用し、庁内での推進体制の構築を始めとする環境整備を行っていただき、適切な事務執行のための必要な準備等に遺漏なきようお願いいたします。

また、移譲等される事務の執行に当たっては、制度改正の趣旨を踏まえつつ、従来から処理している関連事務と一体的かつ総合的に行うことによって、住民等へのサービスや利便性の向上に取り組んでいただきますようお願いいたします。

3 都道府県から市町村（特別区を含む。以下同じ。）への事務・権限の移譲に際しては、都道府県においては、市町村との間での推進体制の構築を始めとする環境整備や、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施していただきますようお願いいたします。

市町村においては、都道府県からの支援を活用し、庁内での推進体制の構築を始めとする環境整備を行っていただき、適切な事務執行のための必要な準備等に遺漏なきようお願いいたします。また、移譲される事務と、従来から処理している関連事務を一体的かつ総合的に行うことによって、住民等へのサービスや利便性の向上に取り組んでいただきますようお願いいたします。

4 第6次地方分権一括法に伴う制度改正について地方公共団体から相談をいただくため、引き続き内閣府地方分権改革推進室に下記のとおり専用メールアドレスを設けていますので、適宜御活用ください。

【問合せ先】

内閣府地方分権改革推進室

関口、栗原、田邊、林田、永田

Tel: 03-3581-2458 Email: gimuwaku@cao.go.jp